

主な質問・意見等と市の回答

(1) 財政について (24件)

(ア) 中・長期的な財政収支の見通し

20年間の財政収支の見通しの説明があったが、市民負担の増加や行政サービスの低下を招くことはないのか。

移行後20年間は、歳入と歳出の均衡を保つ中で、諸事業の実施が可能なものであり、移行に伴う新たな市民負担はありません。また、今後、新しい総合計画の中で実施していく事業の縮小や、市民サービスの低下もありません。

市債や財政調整基金を充てて、財政収支のバランスを調整しているように受け取れる。政令指定都市に移行しなければ、市債等を充当する必要はないのではないか。

市債の発行や財政調整基金の繰り入れは、一定のルールに従い行うもので、これらにより財政収支の均衡を図ることは、政令指定都市移行に関わりなく、自治体の財政運営制度として、その年度の財政状況により、従来から行っています。

市債発行は、民間企業の社債に置き換えて考えると、長期的な発展のためには必要な部分もあると思うが、将来的にどのように返済していくのか。

政令指定都市移行に伴う市債の発行分については、移行により県から移譲される県税交付金等（自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金）や、宝くじ販売収益金により返済していくものです。

道路特定財源（県税交付金等）は、今後、一般財源化されるようだが、本市の財政収支の見通しに影響はないのか。

道路特定財源は、平成21年度からの一般財源化が閣議決定されていますが、併せて、地方財政に影響を与えない形で行うことも決められている中で、今回の財政収支の見通しにおける試算を行ったところです。

(イ) 県債償還金の負担

県債償還金約250億円は、市が負担する必要があるのか。県債償還金が今後増額されたり、他の事業予算を圧迫して、行政サービスが低下したりしないのか。

県債償還金の負担については、県税交付金等の一部が市へ移譲されることから、先行市の状況も踏まえ、また、本市が中・長期的に安定的な財政運営が図られる

という見通しの中で、平成15～21年度に発行された市内の国県道整備に伴う県債の元利償還金を基本として、市が約250億円を負担することとしました（この額は、平成20、21年度の県債発行額が確定していない段階での試算額です）。

なお、このことにより、現在実施している行政サービスの水準が低下することはありません。

(ウ) 移譲事務経費・移行準備経費

今回の財政収支の見通しには、移行後に設置予定のA区役所の経費や、引き継ぐこととなる津久井地域の県立診療所の維持管理費などは含まれているのか。

A区役所設置に伴う施設整備費は、情報システム改修等経費などとともに、移行準備経費として見込んでいます。県立青野原、千木良、藤野診療所の維持管理費については、児童相談所事業・精神保健福祉事業などとともに、移譲事務経費として見込んでいます。

(2) 都市基盤・都市機能について（14件）

(ア) 市立病院・高校等の必要性

本市には、市民病院や市立高校等がないが、政令指定都市として必要性はないのか。

事業の経営形態は、各地域の歴史や事情により異なるもので、市営の事業を持つことが政令指定都市移行の要件になるとは考えていません。

市としては、市民生活の視点で、各分野において充実したサービスを効率的・効果的に提供することが大切だと考えており、市と民間等との役割分担の中で、市民サービスの向上が図れるよう、取り組みを進めていきたいと考えています。

(イ) 交通

さがみ縦貫道路が開通すると、インターチェンジ（IC）もでき、市がさらに活性化するのでは、と期待している。

さがみ縦貫道路ができると、麻溝地区と城山町地域の2か所にICができます。国の説明では、相模原ICまでの区間は平成22年度、城山ICまでの区間は平成24年度までに完成するとのこと。

市内は道路渋滞が激しく、交通も不便。バスをきめ細かく運行するなどの対策をしてほしい。

バスの運行については、現在、路線の再編とともにターミナルを中心に運行す

るなどの先取的な取り組みに向けた検討をしているところです。

道路渋滞については、交差点の改良や必要な路線の優先的整備により対応していくことが必要と考えています。

(ウ) 津久井地域の活性化

津久井地域を活性化するには、居住人口を増やすことや、企業の進出を促進させる施策が必要だと思ふ。

津久井地域の活性化のためには、地域の経済力を高め、定住人口を増やすことが必要であり、I C周辺から津久井広域道路に接続するエリアは、企業進出できるような工業系、産業系の土地利用の創出、定住人口を増やすための住居系の土地利用の創出などを考えています。

(3) 移行の意義・要件について（14件）

(ア) 移行の必要性

地方分権の時代であり、大きな流れとして、政令指定都市をめざすということは理解できる。

想定している事業は、政令指定都市へ移行しなくてもできるのではないか。

政令指定都市移行のメリット・デメリットは

政令指定都市の特例として、幅広い権限と専門性の高い事務は県から移譲されること、また、市内に行政区を設置することなどがあります。これらの特例を活用することにより、主体的な都市整備の推進、専門的で高度な保健福祉サービスの提供、区役所を拠点とした市民サービスや地域振興の充実などを通じて、都市としての総合力を高め、人や企業に選ばれる魅力的な都市に成長することにより、結果として、市民福祉の向上が図られると考えています。

なお、移行に当たっては、幅広く専門的なサービスを実施するためには、さがみ縦貫道路の整備に伴い一時的に増大する財政負担や、保健福祉分野などの専門知識や経験を持った人材の確保、また区制への円滑な移行への対応などの課題があります。

(4) 広報・意見聴取について (13件)

(ア) 市民理解・住民投票

一番重要なのは、政令指定都市制度を活用して、どのような都市をめざすのか、という点であるので、さらに市民理解を深める必要がある。

移行についての住民投票はしないのか。

政令指定都市移行の目的、その取り組みについては、これまで、広報さがみはらをはじめ市ホームページ等で情報提供するとともに、自治会役員会、市政懇談会、政令指定都市推進市民協議会等の場で説明してきました。

さらに、市内26か所での市民説明会の開催や政令指定都市ビジョンにかかるパブリックコメント、区制に関する意見募集などを通じて、幅広く市民の皆様の意見や意向の把握に努めてきたところです。

政令指定都市制度は、自治体の行政運営制度であることから、住民投票にはなじまないものと考えています。

今後においても、市民の皆さんのご理解を得た中で、推進していくことが大変重要であると考えていますので、適切な広報活動や意向把握に努めていきます。

(5) 職員体制について (13件)

(ア) 人員増への対応

移行に伴い必要な職員増については、行政改革の中で、全体の人員は増やさないというが、行政サービスの低下につながらないか。

150人の職員増に伴う12億円の人件費については、どのように対応するのか。

市民一人当たりの職員数で見ると、市は、全国的にみてもトップレベルの効率性がある。移行後も効率的な行政運営を続けてほしい。

指定管理者制度など民間委託の推進について、問題はないのか。

移行に伴う業務は、簡素で効率的な行政運営を進め、全体的な職員数の減員を行う中で、市民サービスの低下を招くことなく対応します。併せて、職員給与制度の見直しを行うことにより、移行に伴う人件費は増加しないものと見込んでいます。

なお、現在、指定管理者により行われている事業は、概ね好評であり、包括外部監査も受け、よりよい行政サービスが提供できるよう努めています。

(イ) 職員の育成

政令指定都市になると、より高いレベルの行政対応が求められる。経済や環境、教育など、各分野で高度な判断ができる経験や知識を備えた専門家が必要。民間企業出身者の活用を含め、政令指定都市にふさわしい職員の育成に努めてほしい。

事務の移譲に伴い、専門的な知識や経験が必要となる保健福祉や土木の分野については、県と市の間で、職員派遣を行うなどにより、専門的な職員の育成を図り、円滑に事業が実施できるよう、対応していきます。

(6) 移譲事務について（10件）

(ア) 保健福祉サービスの向上

児童相談所や精神保健福祉センター等の移管により市民が受けるメリットは何か。

児童虐待や精神保健の問題など社会的に大きな課題となっている分野の専門的な行政サービスを、より身近な自治体である市が総合的に行うことにより、市民福祉の向上が図られます。

(イ) 市立診療所の統廃合について

県立診療所（3診療所）の移管により、市立診療所は6施設となるが、統合・再編はされるのか。

市立診療所は地域医療の重要な役割を担っており、当面、統合再編は考えていません。

(ウ) 国・県道の管理について

国道や県道の管理には、相当の技術が必要と思うが、市の対応は

国道や県道の維持管理には、専門的な知識や経験が必要であることから、県市間でお互いに職員の派遣を行うなど、円滑な事務移譲に向け、対応することとしています。

(7) 選ばれる都市づくりについて (6件)

(ア) 知名度の向上・政令指定都市制度の活用

相模原市は、横浜市、川崎市に比べ、全国的な知名度が低い。本市の知名度アップの方策について伺う。

市長が話した選ばれる都市づくりについては、これまでの本市に欠けている視点であり、共感する。政令指定都市の制度をうまく活用し、他市に先行して、まちづくり、住環境、福祉など市民が喜ぶ施策を実施してほしい。

最近、政令指定都市になった浜松市は楽器やバイク、うなぎなどで知られている。本市も全国に誇れるものがほしい。

本市は、短期間で急激に人口が増えた都市であり、先行市のような歴史的な蓄積というものがありません。インフラ整備にしても、市制施行当時、未整備だったものが、先人の努力や市民の皆さんのご協力により、ようやく整ってきたところであり、首都圏南西部での広域交流拠点都市としての役割を、一層、果たすべきときだと考えています。

選ばれる都市となるために、政令指定都市制度を活用したまちづくりを進めることで、新しい相模原文化、情報の発信ができるようにすることと同時に、最終的な目標としては、市民の皆さんに「相模原に住んでよかった」と言ってもらえる取り組みを進めていきたいと考えています。

(8) 区制について (4件)

(ア) 行政区画の編成 (区割り) 案決定の過程

区割りはどのように決まったのか。

A区はバランスが悪い。もっと、時間をかけて市民の意見を聞いてほしい。

区割りについては、今年1月に素案をお示し、意見募集を行った後、市民の皆さんにもご参画いただいている相模原市行政区画等審議会で審議・答申していただきました。市では、この答申を尊重するとともに、パブリックコメントでの市民意見を踏まえ、区割り案を決定したものであり、今後は、地域の特性を活かし、各区の地域づくりを、市民の皆さんとともに進めていきたいと考えています。

(イ) 市民協働による新たなまちづくりの仕組み

新たな仕組みとして、区民会議等が設置されるとのことだが、議会との役割分担も含め、仕組みが複雑になるのではないか。

区民会議は、それぞれの区が持つ資源や人材を活かしたまちづくりを進めるために、各区に設置することとしています。新たな仕組みの導入にあたっては、議会との役割をしっかりと精査しながら進めていきます。

(9) 都市計画について (2件)

(ア) 線引きについて

地域住民の意向に反して、なぜ、線引きを行うのか。

線引きは、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、道路や下水道等の公共施設の効率的な整備を行い、計画的なまちづくりを進めることにより、多くの人々にとっての暮らしやすさを早期に確保するために行うものです。

これにより、津久井地域のしっかりとしたまちづくりを行いたいと考えています。

(10) その他 (4件)

(ア) 市議会議員の定数・報酬について

政令指定都市になると、市議会議員の定数や報酬に変化はあるのか。

政令指定都市になると、市議会議員の選挙は行政区ごとに行われることとなります。各行政区の議員定数については、各区の人口に応じて決めることとなりますが、市議会議員定数の総数については、今後、市議会において検討することとなります。

また、議員報酬につきましては、相模原市特別職報酬等審議会において、必要な審議を行った上で、判断するものと考えています。